(ろ)　基金流行初期医療確保措置債券の募集が完了したときは、支払基金は、遅滞なく、各基金流行初期医療確保措置債券についてその全額の払込みをさせなければならないものとすることとした。（第九条の一七関係）

(に)　支払基金は(ろ)の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならないものとすることとした。ただし、基金流行初期医療確保措置債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでないものとすることとした。（第九条の一八第一項関係）

(ほ)　各債券には(ろ)の(1)から(6)まで、(9)及び(11)に掲げる事項並びに番号を記載し、支払基金の理事長がこれに記名押印しなければならないものとすることとした。（第九条の一八第二項関係）

(へ)　支払基金は、主たる事務所に基金流行初期医療確保措置債券原簿を備えて置かなければならないものとすることとした。（第九条の一九第一項関係）

(と)　基金流行初期医療確保措置債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとすることとした。（第九条の一九第二項関係）

(1)　基金流行初期医療確保措置債券の発行の年月日

(2)　基金流行初期医療確保措置債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、基金流行初期医療確保措置債券の数及び番号）

(3)　(ろ)の(1)から(6)まで、(8)及び(11)に掲げる事項

(4)　元利金の支払に関する事項

(ち)　基金流行初期医療確保措置債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除するものとすることとした。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでないものとすることとした。（第九条の二〇第一項関係）

(り)　(ろ)の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、支払基金は、これに応じなければならないものとすることとした。（第九条の二〇第二項関係）

(ぬ)　支払基金は、感染症法第三六条の三二第一項の規定により基金流行初期医療確保措置債券の発行の認可を受けようとするときは、基金流行初期医療確保措置債券の募集の日の二〇日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすることとした。（第九条の二一第一項関係）

(1)　基金流行初期医療確保措置債券の発行を必要とする理由

(2)　(ろ)の(1)から(8)までに掲げる事項

(3)　基金流行初期医療確保措置債券の募集の方法

(4)　基金流行初期医療確保措置債券の発行に要する費用の概算額

(5)　(2)に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

(る)　(ぬ)の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないものとすることとした。（第九条の二一第二項関係）

(1)　作成しようとする基金流行初期医療確保措置債券申込証

(2)　基金流行初期医療確保措置債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

(3)　基金流行初期医療確保措置債券の引受けの見込みを記載した書面

(を)　匿名感染症関連情報の利用又は提供等

(1)　匿名感染症関連情報利用者（感染症法第五六条の四二に規定する者をいう。(四)において同じ。）が納付すべき手数料の額は、提供に要する時間一時間までごとに、七、二〇〇円とすることとした。（第二四条の二第一項関係）

(2)　手数料は厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付するものとすることとした。ただし、感染症法第五六条の四九第一項の規定により支払基金等（感染症法第五六条の四八に規定する支払基金等をいう。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでないものとすることとした。（第二四条の二第二項関係）

(わ)　感染症法第五六条の四九第二項の政令で定める者は、次のとおりとすることとした。（第二四条の三第一項関係）

(1)　都道府県その他の感染症法第五六条の四一第一項第一号に掲げる者

(2)　感染症法第五六条の四一第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等を充てて行うものに限る。）を行う者

(3)　感染症法第五六条の四一第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、(1)に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この(3)において同じ。）を受けた者又は(2)に掲げる者から(2)に規定する業務の委託を受けた者

(4)　(1)から(3)までに掲げる者のみにより構成されている団体

(か)　厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者が(わ)の(1)から(4)までに掲げる者のいずれかである場合には、手数料を免除することができることとし、免除を受けようとする匿名感染症関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣等に提出するものとすることとした。（第二四条の三第二項及び第三項関係）

二　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正関係

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第二号の二に規定する特定新型インフルエンザ等対策に、感染症法第四四条の三第五項及び第六項の規定により実施する措置等を加えることとした。（第一条第二号関係）

三　健康保険法施行令の一部改正関係

保険給付に要する費用等について、流行初期医療確保拠出金等を対象とすることとした。（第二〇条、第二九条及び第四六条関係）

四　船員保険法施行令の一部改正関係

保険給付に要した費用について、三に準じた改正を行うこととした。（第二八条及び附則第六条関係）

五　国民健康保険法施行令の一部改正関係

特別積立金等について、三に準じた改正を行うこととした。（第一九条第一項第二号及び第二項第二号並びに第二〇条第四項関係）

六　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係

国民健康保険の事務の執行に要する費用等について、三に準じた改正を行うこととした。（第一条第一項及び第二項第一号、第二条第一項第二号、第四条第二項第二号、第五条第一項第一号及び第八項、第九条第二項第一号並びに第一九条第三号関係）

七　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

保険料の賦課総額の算定に際し、広域連合が勘案すべき費用等について、三に準じた改正を行うこととした。（第一八条第三項第一号関係）

八　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等について、三に準じた改正を行うこととした。（第四条第一項、第七条第一項、第九条、第一一条、第一三条第七項、第一七条、第一八条及び第二五条の三第二項関係）

九　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇号（厚生労働省））

1　所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二九万円から二九万五、〇〇〇円に引き上げ、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五三万五、〇〇〇円から五四万五、〇〇〇円に引き上げることとした。（第一八条第四項第一号及び第四号関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。
